

戦時経済統制下の三井物産(Ⅱ)

鈴木 邦夫

はじめに

- 一 三井物産の概観
- 二 資金調達(資金運用)の特徴
 - 1 本部資金
 - 2 支店資金
 - 3 小括 (以上第17号)
- 三 商品取引の実態と特徴
 - 1 三井物産の営業方針
 - 2 日本内地
 - (一) エネルギー部門(以上本号)
 - (二) 重化学工業部門(以下次号)
 - (三) 繊維部門
 - (四) 農林漁業部門
 - (五) その他
 - 3 台湾・朝鮮
 - 4 満州・関東州
 - 5 中国
 - 6 南
 - 7 欧米その他

むすび

三 商品取引の実態と特徴

1 三井物産の営業方針

日中戦争期に本格化する戦時経済統制の進展は、私的資本がおこないうる自主的な意志決定に企業活動上の選択の余地を著しくせばめた。本節では、第一に、そのような状況の中で、三井物産がいかなる対策を講じ、どのように利害を貫徹したのか、あるいは貫徹しえなかったのか、第二に、その結果、三井物産全体の性格はどのように変化していったのかを明らかにすることを課題とする。

日中戦争期・太平洋戦争期において、三井物産の全活動は「国策ニ順応シ貿易報国ノ実ヲ挙ゲントスル」⁽¹⁾ことに主眼をおいた。この目標達成のため、日中戦争期には次のような対応がなされた。日本への輸入の分野では、為替管理を通じた強力な輸入抑制政策の下での機械・金物・石油などの軍需品・生産力拡充資材の敏活な買付⁽²⁾、輸出面では一九三七年世界恐慌と対日感情悪化の中での輸出組合への参加や求償取引・バター取引などによる輸出振興⁽³⁾、外国売買の分野では日本軍中国占領を背景とする外国人商人からの商権奪回と満州・中国からの第三国向農産物輸出の敢行⁽⁴⁾、外貨獲得、内国売買の分野では政府による直接的販売統制の急進展⁽⁵⁾に各商品分野における販売統制会社・組合の設立に対する出資・人員派遣などがなされた。このような対応は種々の競争・対抗を随伴した。したがって、三井物産の分野では、第一に自主的販売カルテルの設立・運用⁽⁶⁾、商社間競争・協調と、国家的販売カルテルの設立・運用⁽⁷⁾、商社と国策流通統制会社(組合)の対抗、第二に生産企業の自販化傾向⁽⁸⁾、商社と生産企業との対抗という、個別商社の興亡を決する二つの競争・対抗を明らかにしなければならない。

第一の点に関していえば、カルテル設立以前の過去何年間かの販売実績を基準として自主的販売カルテルの各商社販売シェアが決定されたため、カルテル設立にむけて商社間に熾烈な競争が展開された。政府による販売割当・輸出入割当制実施や国家的販売カルテル設立の場合にも同様の動きを孕んでいた。さらに自主的販売カルテルから国家的販売カルテルへの移行の際には、新会社の運営をめくり政府と商社・生産者などとの対立が発生した。商社にとって、新会社から買付・販売委託をえられるのか、あるいは運輸・受渡事務のみの代行委託なのか、それとも新会社の流通機構から全く排除されるのかなど、新会社への関与形態如何は最大の利害問題であった。しかも、この新会社設立は地域内販売業務だけでなく、地域間輸移出入業務をだれが担当するのかという問題にもかかわっていた。

第二の点に関していえば、販売カルテル結成とこれへの参加は商社からの生産企業の離反を阻止する上で必ずしも有効ではなく、国家的販売カルテルに至ってはこの離反を促進する効果をもっていた。この離反を防ぐため三井物産は以前にも増して株式投資を活発に展開し、既存の生産企業と恒常的で強固な資本関係を結び経営権を掌握ないし分有して一手販売契約の維持をはかった。さらに、三井物産は単独ないし三井傘下企業と共同で生産企業を新設し、また中国では日本軍接取工場の経営引受けをおこない、商品買付拠点を確保しようとした。したがって、既設・新設の生産企業と三井物産との関連如何が問われなければならない。

このような問題を孕みつつ三井物産の戦時統制経済への対応は一定程度功を奏し、日中戦争期の三井物産商品取扱高は年々上昇した。しかし、三井物産全体での活動領域の縮小は如何ともしがたく、太平洋戦争勃発直前には憂慮すべき事態に立ち至った。一九四一年一月中旬、三井物産業務部長今井富之助は「共栄圏内各店上海打合会」の席上で次のように述べている。

今後当社ノ売約ハ激減スベシ、殊ニ社外売ノ如キハ半減スルヤモ計リ難シ、此ノ情勢ニ対シテ現状ノママデハ到底当社商權ノ伸張ハ期シ難シ、從ツテ金融・生産・配給ノ三部門ニ於イテ当社ガ生キル途ヲ考ヘネバナラス、今後ノ社会經濟情勢ノ變化ニ応ジテ当社ノ存在ヲ意義アラシメルタメニハ、東亞共榮圈ノ建設ニ役立ツ様、当社ノアラユル部門ニツキ再検討スル必要ガアル、然ル上其ノ有機的組織ノ綜合セル最高能力ヲ發揮シテ大東亞建設ノ推進力トナツテ進マネバナラス、コレガタメニハ各店間横ノ連絡ヲ一層強化シ且ツ直系傍系諸会社トノ連絡ヲモ密接ニナシ大三井コンツエルントシテノ綜合サレタカヲ發揮シテ国家ノ興隆ニ寄与スル様心掛ケテ頂キタイ⁽⁶⁾

日米開戦必至の状況下で、三井物産の活動全体にわたる再検討が要請されたのである。太平洋戦争期に突入すると、戦時交易・流通統制の徹底化⁽⁷⁾商業資本の流通過程からの強権的排除が進行し、販路を断たれた三井物産にとっては生産企業への投融資による一手販売権の確保という方式それ自身が意味を喪失しつつあった。そのため、三井物産は生産企業の経営それ自体を自己目的とする社内・社外への投資に一つの活路を見出そうとするのである。⁽⁷⁾

以下の分析では、必要な限り他地域の活動にもふれつつ日本内地での三井物産の活動を各商品毎に検討し、日本内地以外の地域では数種の主要商品に限定して考察する。

なお、日中戦争期に設立され、既存商社の販路を蚕食した特異な商社⁽⁸⁾昭和通商株式会社（一九三九年四月設立）についてあらかじめ触れておきたい。この会社は、表面上「機械及属品類ノ輸出」、「機械器具及原料、材料ノ輸入」などを目的として設立された（本店東京。公称資本金一五〇〇万円、第一回払込三七五万円）が、実際は兵器輸出に従事していた泰平組合に代る兵器取扱組織という性格をもっていた。⁽⁸⁾株式は三井物産（三五％）、大倉商事（三五％）、三菱商事（三〇％）の三社が所有し、各社は常務取締役・平取締役・監査役のポストのそれぞれ一名ずつを占め、その他の人員も供給されたが、しかし実態は私的資本が業務内容にほとんど関与できない日本陸軍のダミー会社であった。この会社は東アジア地域を

はじめ、アメリカ大陸、ヨーロッパにも支店網をめぐらし、正社員三〇〇〇人（現地臨時雇員を含めると六〇〇〇人）を擁して、裏面で日本陸軍の情報収集活動をおこないつつ、兵器・兵器用材料、阿片の他、農畜産物、繊維など諸々の商品を取扱った。⁽¹⁰⁾ 判明するこの会社の商品売買利益はまもなく三井物産の八%程度に達し、⁽¹¹⁾ 日本陸軍を背後にもつ昭和通商の存在は三井物産にとってかなりの脅威であった。⁽¹²⁾ 日本海軍にも「万和」というダミー商社（三菱系）があったというが詳細は不明である。

- (1) 三井物産「業務総誌」一九三九年下期（三井文庫所蔵未整理史料）六三ページ。
- (2) 三井物産「業務総誌」一九三九年上期（三井文庫所蔵未整理史料）六〇ページ。
- (3) 三井物産「業務総誌」一九三八年下期（三井文庫所蔵未整理史料）六〇ページ。
- (4) 三井物産「業務総誌」一九三九年上期（三井文庫所蔵未整理史料）六二ページ。
- (5) 三井物産「業務総誌」一九四〇年下期（三井文庫所蔵未整理史料）一一二ページ。
- (6) 三井物産上海支店「共栄圏内各店上海打合会記録」一九四一年一月（三井文庫所蔵未整理史料）三七～三八ページ。
- (7) 「重要産業統制及貿易統制ノ具体化ニ伴ヒ商業的活動ノ余地縮小セラルベキ傾向アルニ鑑ミ、将来生産方面へ一段ノ進出ヲ計リ置ク必要ヲ看取シ、一方直系タルト傍系タルヲ問ハズ三井関係事業ノ相互協力ヲ促進スル要アルヲ認め、目下夫々対策ヲ研究セシメ居レリ」（三井物産「業務総誌」一九四一年下期、三井文庫所蔵未整理史料）、「当社ハ引続キ生産部門へノ進出方針ヲ堅持」（三井物産「業務総誌」一九四三年下期、三井文庫所蔵未整理史料、三ページ）など。
- (8) (9) 山本常雄『阿片と大砲』（PMC出版、一九八五年）二七～二八、三一～三二、三九、五一～五三ページ、三井物産「投資会社台帳」（三井文庫所蔵未整理史料）。第二回払込は一九四二年九月で払込資本金七五〇万円となった。三井物産側からは、機械部副部長永井八郎が常務取締役、常務取締役石田礼助が平取締役、元参事永原正雄が監査役に就任した。専務取締役には陸軍予備大佐堀三也が就任し実権を握った。
- (10) 前掲、山本常雄『阿片と大砲』五四～五六、二六八ページ。

(数量単位：千トン、価格単位：千円)

外国売買		合 計		(a)+(c)	(b)+(d)
数 量	価 格(d)	数 量	価 格		
933	12,178(9)	11,568	133,173(100)	85%	15%
766	8,599(7)	11,173	129,482(100)	87	13
870	10,964(7)	13,175	162,603(100)	87	13
481	7,300(3)	13,738	227,338(100)	93	7
734	14,105(5)	14,348	285,580(100)	91	9
1,145	38,889(12)	14,414	314,324(100)	85	15
997	47,466(12)	15,927	397,853(100)	83	17
1,604	80,680(21)	14,985	387,107(100)	77	23
2,258	96,347(22)	17,480	445,931(100)	76	24

- (11) 昭和通商の第四期(一九四〇年五〜一〇月)決算の商品売買利益は一〇三万八千円、第五期(一九四〇年十一月〜翌年四月)一四四万二千円、第六期(一九四一年五〜一〇月)二七三万六千円、第七期(一九四一年十一月〜翌年四月)三七二万三千円、第八期(一九四二年五〜一〇月)四三九万三千円である。ほぼ同時期の三井物産商品売買利益(総益金)と比べると、それぞれ二〇、二・六、四・六、八・〇、七・七%となる。
- 三井物産「投資会社台帳」(三井文庫所蔵未整理史料)などによる。
- (12) (13) 一九四一年一月の三井物産「共栄圏内各店上海打合会」では昭和通商・万和の各地活動状況が取上げられている。たとえば、三井物産天津支店長池上章平は「当初昭和通商が北支へ進出シテ来タ時、当社トノ間ニモ多少ゴタゴタガアツタガ結局昭和通商へ自分ノヤリ方ノ拙劣ナリシ非ラ当社ニ負ハサントシタモノデ、ソノ跡始末ハ業者一同デヤツタ様ナ次第ナリ、然シ権力ラバックトシテ居ルカラ油断ハナラナイ、万和ハ未ダ進出シテキナイ」と注意を喚起し、また上海支店金物課長前川誠次は「金物課ニ於テ為セル非鉄金属ノ特命買付ハ昨年(一九四〇年——引用者)陸、海、企画院、興亜院当地ニ集合、中支ニ於ケル金属類一元的買付ニ方針決定シ興亜院担当ノ下ニ当社ガ一括買付ノ事ニナリタルガ、本年ニ入り多少方針変更シ陸軍ハ昭和通商、海軍ハ三井、三菱、万和、興亜院ハ当社ガ一元的買付ニ当リ居レリ」と述べている。
- 前掲、三井物産上海支店「共栄圏内各店上海打合会記録」五八〜六一、八九〜九〇、九六ページ。

第35表 三井物産石炭市場分野別社外販売決済高

年 度	輸 出		輸 入		内 国 売 買	
	数 量	価 格(a)	数 量	価 格(b)	数 量	価 格(c)
1935	778	11,019(8)	555	8,268(6)	9,301	101,707(76)
36	835	10,721(8)	592	8,872(7)	8,980	101,290(78)
37	956	13,065(8)	655	10,429(6)	10,694	128,144(79)
38	749	13,974(6)	351	7,788(3)	12,157	198,275(87)
39	739	18,606(7)	419	11,196(4)	12,456	241,674(85)
40	616	22,663(7)	296	8,513(3)	12,357	244,259(78)
41	437	20,577(5)	613	19,355(5)	13,880	310,455(78)
42	316	12,273(3)	318	10,264(3)	12,747	283,890(73)
43	278	8,523(2)	323	10,410(2)	14,621	330,651(74)

出所) 三井物産「事業報告書」各期(三井文庫所蔵史料 物産615)など。

2 日本内地

(→) エネルギー部門

(i) 石 炭

三井物産の石炭取引において、昭和恐慌発生から日中戦争勃発までの時期に外国売買の減少と内国売買への集中化傾向がみられるのは(第35表)、撫順炭を代表とする海外炭取扱の減少と内地炭・領土炭取扱増加(第36表)を直接反映するものであった。一九三四年末の三井物産石炭一手販売契約先は(第37表)の通りである。日中戦争が勃発すると中国市場は混乱・縮小し、そのため先の傾向はさらに強まった(一九三八年度)。しかし、混乱が沈静化した一九四〇年度からは他ならぬ外国売買・海外炭の取扱が増加し、さらに太平洋戦争期に入ると撫順炭取扱縮小と中国関内諸炭急増という構成変化をとまないつつ外国売買・海外炭は累増した。一方、内地炭・領土炭取扱では日中戦争期・太平洋戦争期(一九四三年度まで)ともほぼ順調な増加傾向がみられ(一九四三年三月末現在の三井物産石炭一手販売契約先は第38表の通り)、一九四四年上期・新四三年下期に至って、朝鮮炭を例外として内地炭、台湾炭・樺太炭が激減する。以下では、この激減まで比較的順調に増加したかのようにみえ、しかも取扱高比の圧倒的地位を占めていた内地炭についてその内実を検討する。

第36表 三井物産石炭種別社外販売済高 (1935～39年度), 社外売約高 (1940年度以降) (単位: 千トン)

年度	炭種											合計		
	北海道	九州炭	その他炭	内地炭	地計	台湾炭	朝鮮炭	樺太炭	領土計	満州炭	中国炭		その他海外炭計	その他
1935	3,483	4,686	184	8,353	785	407	..	1,192	856	262	1,647	376	11,568	
1936	3,374	4,554	226	8,154	694	293	..	988	553	394	1,573	458	11,173	
1937	4,350	5,095	244	9,690	841	316	..	1,156	514	478	1,792	537	13,175	
1938	5,104	5,474	273	10,851	942	405	..	1,348	308	202	975	565	13,738	
1939	5,052	5,723	104	10,880	1,050	423	210	1,683	273	282	1,216	570	14,348	
1940	5,244	4,729	111	10,084	1,258	329	236	1,823	522	496	1,649	544	14,100	
社外売約高	北海道炭 炭平平 炭平平 炭平平 炭平平	三井鉱山	その他炭	内地計	台湾炭	朝鮮炭	樺太炭	領土計	満州炭	中国炭	その他海外炭計	その他	合計	
	1941	4,010	6,296	884	11,190	1,144	482	776	2,402	274	954	1,750	662	16,004
	1942	3,668	5,680	934	10,282	1,373	609	623	2,605	332	1,381	2,108	635	15,630
	1943	4,337	6,715	983	12,037	1,184	645	671	2,500	443	1,644	2,913	568	18,018
	1944, 上 新13, 下	1,158	1,567	227	2,952	383	266	91	740	62	772	1,397	248	5,337

出所) 三井物産「事業報告書」各期(三井文庫所蔵史料 物産615)など。
 (注) 1. 1935～1940年度の「その他」欄は、煇石、コーラス、煉炭の合計値。1941年度～1944年上期・新49年下期の「その他」欄は、コーラス(およびコークライト)、煉炭の合計値であり、煇石は「三井鉱山炭」「その他内地炭」欄に含まれている。春日論文(上)第20表では、分類ミスのため1939年度は「その他」欄に煇石を含み、1938年度以前は「その他」欄には煇石を含まず、「九州炭」欄に含まれている。その他、春日論文の数値の誤りは訂正した。
 2. 撫順炭社外販売済高(単位: 千トン)は、749(1935年度)、497(1936年度)、482(1937年度)、251(1938年度)、180(1939年度)、同売約高は359(1940年度)である。春日論文(上)第20表の撫順炭の数値のうち、1930年度、1937年度、1938年度の数値は明らかに誤りであるが、どう錯誤したのかわからない。
 3. 1935～1938年度では、原資料に樺太炭の数値はない。内地炭に含まれているのかも知れない。
 4. (*)の数値は6か月間分である。

昭和恐慌激化を基本的要因とし、さらには撫順炭の日本への輸入増に圧迫され、日本内地での炭価は急落した。三井物産は、まずこの対策として、一九三一年後半、筑豊炭大手炭礦業者とともに組織していた地方的販売カルテル甲子会を基盤に会員六社の出資によって株式会社カノト商會を設立し仲買売（石炭商への販売）を統制することによって炭価回復を図ろうとした。⁽¹⁾しかし、この地方的・部分的統制の試みは反対がたため挫折し、結局カノト商會は設立されなかつた。⁽²⁾これに代り、翌一九三二年には全国的販売カルテル構想（昭和石炭株式会社）が急浮上する。この構想の特徴は、第一に内地炭や移入領土炭（樺太炭・台湾炭）だけでなく、日本内地における市場攪乱要因であった撫順炭（満鉄）をも包摂し、日本内地市場の統制をはかろうとしたことであり、第二に統制の範囲を仲買売だけでなく得意先への直接販売にまで拡大しようとしたことである。しかし、このような大手業者による日本内地市場の販売カルテル構想に対し、満鉄は不参加の態度を固持した。そのため、昭和石炭株式会社は満鉄不参加という形で設立されることになり、しかもこのためか宇部鉱業組合と北海道の浅野雨龍炭礦株式会社も創立總會直前になって不参加に回り、結局これら三者を欠いたまま、一九三二年一月二六日三井物産と大手石炭業者の合計一社によって昭和石炭株式会社が設立された。⁽³⁾（資本金五〇〇万円、第一回払込二二五万円）。この会社は、警城炭礦を除く一〇社の一九三二、三三年度日本全国出炭高比率でも六五％以上を記録する巨大石炭販売カルテルであった（第39表）。昭和石炭では、株主自体の出炭だけでなく株主が代表して加盟する企業（第40表）の出炭をも販売数量統制・炭価統制の対象に組入れ、⁽⁴⁾さらには株主の買付炭についても販売方法を承認必要事項とした。⁽⁵⁾これに加えて、一九三二年二月一日に常磐炭四社で設立された地方的販売カルテル常磐石炭株式会社（資本金一〇万円全額払込）と、昭和石炭は一九三三年一月一日販売協定を締結した。⁽⁶⁾一九三三年四月常磐石炭販売は昭和石炭に参加、翌三四年五月には昭和石炭設立直前に不参加にまわった宇部鉱業組合に所属する沖ノ山炭鉱株式会社と東見初炭鉱が、七月と九月には九州の杵島炭礦株式会社と東邦炭礦株式会社が参加した。⁽⁷⁾この他、撫順炭の

第37表 三井物産の石炭一手販売契約 (1934年末現在)

商 品	契 約 先	区 域	契約年月日	期 間	備 考
三池・田川・山野 (伊田・砂川・美根) 夕張・空知・幌内	三井鉱山株式会社 北海道炭礦汽船株式会社	制限ナジ 北海道ヲ除ク日本 並ニ 海外	— 1933. 6. 17	取極ナジ 三カ年	紳士契約
峰地・大峰	藏内鉱業株式会社	制限ナジ	1920. 10. 29	貸金完済後五カ 年	
松 島	松島炭鉱株式会社	制限ナジ	1933. 8. 18	十カ年	紳士契約
太平洋	太平洋炭礦株式会社	制限ナジ	—	取極ナジ	
早 良	早良鉱業株式会社	制限ナジ	1928. 4. 10	1944. 11. 25迄	
松 浦	松浦炭坑	海外 (除滿州)	1934. 4. 1	一カ年	
確井・玄王	田籠鉱業株式会社	旧來ノ沖ノ山得意ヲ除 キ制限ナジ	1934. 6. 13(許可)	確井五カ年 玄王1939. 5. 6迄	契約日付 不明
岩崎・深坂	岩崎壽喜藏・岩崎伴次郎・岩崎鶴亀	制限ナジ	1933. 1. 1	十カ年	
安ノ浦	佐々木東	制限ナジ	1933. 8. 1	一カ年	継続中
杵 島	杵島炭礦株式会社	海外及殖民地	1933. 3. 31	三カ年	
本宮尾	上野栄太郎・上野繁夫	制限ナジ	1934. 12. 1	一カ年	
沖ノ山	沖ノ山炭鉱株式会社名古屋出張所	三重県・静岡県・三河国	1931. 11. 1	五カ年	
無煙炭	荒藤無煙炭礦, 大嶺有之木炭礦株式 会社	荒藤：原則トシテ日本内 地 有之木：愛知・岐阜・福 井ノ三県ヲ含ム本州以東	1934. 11. 1	1934. 7. 1ヨリ一 カ年	

[以上日本内地]

四脚亭・金包里・瑞芳	基隆炭礦株式会社	山元小壳及雲泉商會自用炭ヲ除ク	1934.1.1	五カ年		
石底	台陽炭業株式会社	制限ナシ	1925.6.1	1935.4.14迄		
劉尚	華南炭礦公司	制限ナシ	1933.3.30	三カ年		先方不履行ノタメ 事実上解 約同様
山本	山本義信	制限ナシ	1934.6.1	五カ年		
無煙炭及煉炭	朝鮮無煙炭株式會社	鮮内消費ヲ除キ制限ナシ	1926.4.26	債務完済後三カ 年		
鳳山・会寧・雞林 威興・鳳儀	朝鮮合同炭礦株式會社	制限ナシ	1933.3.10(許可)	鳳山・会寧1935. 6.25迄 雞林・威興・鳳 儀1938.8.13迄		契約日付 不明
ピッチ入及粘土入 煉炭, ヴセツク型 煉炭	海軍燃料廠平壤炭業部	鮮内	—	一カ年		紳士契約
撫順炭	(以上台湾・朝鮮)	海外	—	取極ナシ		紳士契約
復州無煙炭	南滿州鐵道株式會社 宏昌洋行	日本内地	1934.3.7	1934年12月中續 出ノ分迄		
稔炭	本溪湖煉炭有限公司 (以上滿洲・関東州)	朝鮮	1929.10.1	五カ年		継続中
無煙炭	鴻基炭礦 (以上その他)	日本	不明	半カ年		

出所) 三井物産業務課「一子取片察終編」1934年未現在(三井文庫所蔵未整理史料)。注) 出所資料記載事項の明白な誤りは訂正した。

(本表) 撫順等三井の七種採炭施設表

第38表 三井物産の石炭一手販売契約 (1943年3月末日現在)

商 品	契 約 先	区 域	契 約 年 月 日	期 限	備 考
石 炭	三 井 鉱 山 株 式 会 社	制 限 ナ ン	—	—	紳 士 契 約
石 炭	北 海 道 炭 礦 汽 船 株 式 会 社	北 海 道 除 け	1927.6.17	1942.6.16	期 限 延 長 手 続 中
石 炭	太 平 洋 炭 礦 株 式 会 社	制 限 ナ ン	—	—	紳 士 契 約
長 弁 生 島 炭	長 生 炭 鉱 代 表 願 尊 事 大 社	制 限 ナ ン	1940.6.15	五 九 年	—
石 炭	松 島 炭 鉱 業 株 式 会 社	海 外, 朝 鮮, 台 灣, 沖 繩, 並 ニ 外 船 焚 料	—	—	紳 士 契 約
石 炭	早 良 炭 業 株 式 会 社	制 限 ナ ン	1913.2.1	1943.1.31	期 限 延 長 手 続 中
石 炭	小 野 田 炭 業 所 大 岩 徳 次 郎	制 限 ナ ン	1942.3.31	1943.9.30	—
石 炭	古 長 炭 業 所 古 長 一 郎	制 限 ナ ン	1941.9.30	1941.10.1以降三 九 年	—
瓦 斯 コ ー ク ス	九 州 瓦 斯 副 産 株 式 会 社	制 限 ナ ン	1940.9.1	1940.9.1以降三 九 年	—
石 炭	(以 上 日 本 内 地, 樺 太)	朝 鮮	1940.3.31	1944.3.31	—
無 煙 炭 及 煉 炭	基 隆 炭 礦 株 式 会 社	制 限 ナ ン	1919.1.1	1943.12.31	—
煉 炭	朝 鮮 無 煙 炭 産 株 式 会 社	鮮 内 消 費 除 け 日 本 及 海 外	1926.4.26	1944.7.31	—
煉 炭	第 五 海 軍 燃 料 工 場	朝 鮮	—	—	—
石 炭 及 骸 炭	合 名 会 社 京 城 ビ ッ チ 煉 炭 工 場	制 限 ナ ン	1937.8.19	八 九 年	原 料 (石 炭, ビ ッ チ) 一 手 供 給
	(以 上 台 湾 ・ 朝 鮮)	制 限 ナ ン	—	—	—
	三 恒 和 昌 鉱 業 公 司	制 限 ナ ン	1942.10.21	五 九 年	—
		制 限 ナ ン	1942.6.11	五 九 年	—

戦時経済統制下の三井物産(鈴木)

石炭	川三男	治社	制限ナジ	1942. 8. 24	五カ年
石炭	大興	裕和	制限ナジ	1941. 9. 22	五カ年
石炭	和敏	西伸	制限ナジ	1942. 1. 1	1946. 12. 31
炭	中	次	制限ナジ	1940. 11. 20	1949. 12. 31
臨	東光	日支炭	移輸出, 地売一切	1937. 4. 12	1944. 11. 5
利	利豐	炭	地売及移輸出	1941. 4. 1	五カ年
平	蒙	疆	地売(但蒙疆地区ヲ除ク)及移輸出	1940. 8. 27	五カ年
鴻	[以上中国]				
基	Société Française des Char-	上海, 揚子江沿岸一帯(日本入向)		1938. 3. 1	定メナジ
炭	bonnages du Tonkin				
鴻	Société Française des Char-	日本, 滿州国		1942. 4. 1	一カ年
炭	bonnages du Tonkin				
	[以上その他]				

出所) 三井物産総務部業務課「一手販売契約一覽表」1943年3月末日現在(三井文庫所蔵未整理史料)。

注) 1. 出所資料記載事項の明白な誤りは訂正した。

2. 北海道炭礦汽船の契約日付は原契約の日付であり, 3年後継に継続されている。

3. 松島炭鉱, 基隆炭礦, 朝鮮鮮理炭礦の契約日付も原契約の日付である。

第39表 各社別日本全国出炭高(単位:千トン)

		1932年度	1933年度
昭和石炭系	三井	8,874 (30.9)	10,156 (30.9)
	三菱	4,030 (14.0)	4,568 (13.9)
	安川	1,200 (4.2)	1,504 (4.6)
	貝島	1,252 (4.4)	1,401 (4.3)
	古河	920 (3.2)	1,153 (3.5)
	住友	1,056 (3.7)	1,105 (3.4)
	麻生倉	769 (2.7)	987 (3.0)
	大	651 (2.3)	695 (2.1)
	(小計)	18,752 (65.4)	21,569 (65.6)
その他	浅野	845 (2.9)	903 (2.7)
	三好	437 (1.5)	581 (1.8)
	山下	300 (1.0)	276 (0.8)
	その他	8,352 (29.1)	9,535 (29.0)
全計		28,686(100)	32,864(100)

出所) 三井物産「事業報告書」1932, 1933年各期(三井文庫所蔵史料 物産615-34~37)。

- 注) 1. 九州炭, 本土炭, 北海道炭, 領土炭の合計値である。
 2. 「三井」は三井鉱山, 北炭の他, 三井物産一手販売契約先である太平洋炭礦, 蕨内鉱業, 松島炭鉱, 早良鉱業, 基隆炭礦などを含んだ数値である。「三菱」以下も関係主要炭礦を含んでいると推定される。
 3. 昭和石炭設立時加盟会社 11 社中, 磐城炭礦分は不明のため「その他」に含めた。

満鉄や中小坑主を組織した九州互助会(のち互助会石炭株式会社)との協調も図られ、全体として昭和石炭の統制力は徐々に強化されていった。

このような過程のなかで、三井物産の日本での石炭取引はどう変化したのか。

三井物産の石炭内国売買は、一九三〇～三二年度を底として一九三三年度以降販売金額・販売数量とも増加にむかっている。しかし、ここで注目したいのは、第

41表にみるように、一九三〇年代の日本全国出炭高に占める三井物産関係出炭比

率が低下傾向を示していることである。この低下の内的要因は、第一にいくつかの主要炭礦との一手販売契約解除、第二に松島炭鉱の出炭激減であった。長年の一手販売契約先であり、三井鉱山・北炭・基隆炭礦に次ぐ取引先(第42表、一九三一年度)であった杵島炭礦は、契約期間中途の一九三三年三月末三井物産との一手販売契約を解除し、翌三四年七月独自に昭和石炭に参加した。このため、三井物産は一部の直接販売先と海外・朝鮮・台湾・沖縄向分を除き、ほとんど杵島炭を取扱えない事態となった。一九三四年一月には三井鉱山の子会社松島炭礦で水没事故が発生し、ほとんど出炭不能に陥った。⁽¹⁾日中戦争期に入ると、他社による買収工作を阻止するため三井物産が一九三四年頃から持株を増加さ

戦時経済統制下の三井物産（鈴木）

第40表 昭和石炭の株主と被代表加盟者（内地分のみ）

1934年 末 頃		1939年 6月15日現在	
株 主	被代表加盟者	株 主	被代表加盟者
三井 鉱 山	三井 鉱 山 太平洋炭 松島炭	三井 鉱 山	三井 鉱 山 太平洋炭 松島炭
北海道炭礦汽船	北海道炭礦汽船	北海道炭礦汽船	北海道炭礦汽船 東幌内炭礦
三井物産	蔵内 鉱 業 早良 鉱 業	三井物産	蔵内 鉱 業
三菱 鉱 業	三菱 鉱 業 九州炭礦汽船 雄別炭礦鉄 飯塚炭 業	三菱 鉱 業	三菱 鉱 業 九州炭礦汽船 雄別炭礦鉄 飯塚炭 業
貝島炭礦	貝島炭礦	貝島炭礦	貝島炭礦
明治 鉱 業	明治 鉱 業 嘉穂山 平山 業	明治 鉱 業	明治 鉱 業 嘉穂山 西戸崎炭 業
住友炭礦	住友炭礦	住友 鉱 業	住友 鉱 業
古河石炭 業	古河石炭 業 大正 業	古河石炭 業	古河石炭 業 大正 業
麻生商店	麻生商店 業 九州 業	麻生商店	麻生商店 業 九州 業
常磐石炭販売	磐城炭採炭 入古山河(好間)	常磐石炭販売	磐城炭採炭 入古山河石炭 大倉 業
大倉 業	大倉 業 大茂炭 業		
杵島炭礦	杵島炭礦	杵島炭礦	杵島炭礦
東邦炭礦	東邦炭礦	東邦炭礦	東邦炭礦
沖ノ山炭 業	沖ノ山炭 業	沖ノ山炭 業	沖ノ山炭 業 新沖ノ山炭 業
東見初炭 業	東見初炭 業	東見初炭 業	東見初炭 業

出所) 松尾純広「石炭鉱業連合会と昭和石炭株式会社」(橋本・武田編著『両大戦間期日本のカルテル』254ページ。昭和石炭業務部『本邦石炭鉱業統制団体要覧』(第1巻内地編)120~121ページ。

注) 本表から省略した移輸入炭関係(1939年6月15日現在)では三井鉱山が三井鉱山川上鉱業所(内川坑を含む)、基隆炭礦を、三菱鉱業が三菱石炭油化工業、北樺太鉱業、南樺太炭礦鉄道を、三井物産が北樺太鉱業をそれぞれ代表して加盟している。

また、昭和石炭設立直後では、三井鉱山・三井物産は上記と同様、三菱鉱業は内幌炭礦と北樺太鉱業であると推定される(春日論文<上>181ページ)。

(単位：千トン)

1934	1935	1936	1937	1938	1939
37,403	39,759	40,532	49,026	53,582 (33,297)	(32,640)
10,943	11,184	10,746	13,114	14,530 (10,833)	(10,823)
29.3	28.1	26.5	26.7	27.1 (32.5)	(33.2)

せていた早良鉱業株式会社が、防戦のかいなく、ついに一九三八年日本曹達系の中野友礼に買収されたため、同年中に一手販売契約は解除された。早良炭の三井物産取扱量はかなり縮小し、一部の直接販売先向取扱などを確保するにとどまった。⁽¹²⁾これに加え、一九三九年夏には蔵内鉱業株式会社が大峰・峰地両炭礦を古河合名会社に売却したため、蔵内鉱業と三井物産との一手販売契約は解除され、⁽¹³⁾同炭取扱は若干を除き不能となった。このように、昭和石炭による販売統制力の一定の強化とは裏腹に三井物産では傘下からの有力炭礦の離脱という事態が進行していた。日中戦争期に三井物産は、この離脱と松島炭鉱水没による取扱量の激減を、三井財閥が経営権を掌握していた三井鉱山・北炭・太平洋炭礦⁽¹⁴⁾(三井鉱山の子会社)とリわけ前二者の増産によってカバーしたのである。

ところで日中戦争期には、生産力拡充のための重要物資Ⅱ石炭の需要膨張に対処すべく、昭和石炭などの自主的販売カルテルの活動を国家が統制しようとする動きが一挙に強まった。まず炭価統制では、一九三八年九月一日、商工省が昭和石炭に対して山元標準炭価の一割引下げおよび爾後の価格公表、互助会・アウトサイダーに対しても昭和石炭にならった自粛を通達し、その後昭和石炭系炭価は一九四〇年の日本石炭設立まで釘付けにされた。⁽¹⁵⁾さらに炭価統制徹底のため、一九三八年一〇月一日石炭配給統制規則が施行され配炭統制が開始されることになった。⁽¹⁶⁾しかし、このような自主的販売カルテル活用型の間接的国家統制は、昭和石炭系以外の炭価の事実上の放任Ⅱ炭価統制混乱などによって十全な機能を発揮できなかった。そのため、一九三九年八月三〇日、中央物価委員会によって

第41表 三井物産関係出炭高（日本）

年度	1930	1931	1932	1933
(a) 日本全国出炭高	33,007	28,918	28,686	32,864
(b) 三井物産関係出炭高	10,937	9,213	8,874	10,156
(b)/(a)×100	33.1	31.9	30.9	30.9

出所) 三井物産「事業報告書」各期(三井文庫所蔵史料 物産615-30~49)。

注) 1. 第39表と同様、領土炭(樺太、台湾、朝鮮)を含む。

2. 1938~39年度のバーレン内は石炭鉱業連合会関係分のみの数値である。

「石炭対策要綱」が発表され、一元的統制会社⇨国家的販売カルテル構想が打出される⁽¹⁷⁾。この構想は、中央共販会社が石炭の全国的な一手買入・一手販売を担当し、傘下に設置した地方共販会社を通じて石炭自売制(⇨流通過程からの石炭問屋の排除)を断行するというものであった⁽¹⁸⁾。この構想に対して、大手石炭販売会社である三井物産・三菱商事などは中央共販会社への業務吸収に異議をとなえ、また地方卸売業者およびこれと結びついた中小炭業者も地方共販会社設立は長年開拓した商権を奪うものであるとして猛烈な反対運動を展開した⁽¹⁹⁾。この運動の結果、構想は骨抜きにされ、一九四〇年四月八日公布の石炭配給統制法にもとづいて五月二九日中央共販会社の日本石炭株式会社(資本金五〇〇〇万円、政府半額出資、第一回払込一二五〇万円)が設立された⁽²⁰⁾。日本石炭では一手買取・一手販売という形式は守るものの、買取石炭をただちにその場所で売戻すという売戻制を採用し、しかも傘下に地方共販会社を設立しなかつた⁽²¹⁾。したがって、三井物産は日本石炭から炭価統制・配炭統制をうけるものの従来の買入先・販路はそのまま温存され、しかも日本石炭から交付される「販売指図書」の事後的変更も比較的容易なため販売先・販売量などの調整もできたのである⁽²²⁾。

しかし、太平洋戦争勃発直後の一九四一年二月二七日には商工省から地方長官に対し「石炭下部配給機構整備要綱」が通牒という形で発せられ、原則として一道府県一仲買団体(および必要な場合には指定小売団体)を設置し共同購入・共同販売に移行するよう指示された⁽²³⁾。この道府県別新共販会社の全国的設立完了は一九四二年六月までずれこむものの、先

第42表 主要炭礦（日本）別の三井物産石炭社外販売決済高（1931～1939年度）、社外売約高（1940年度以降）（単位：千ト）

年度	炭坑所在地	1931	1932	1933	1934	1935	1936	
三井炭鉱	北海道・九州	2,882 (100)	2,661 (92)	3,256 (113)	3,473 (121)	4,131 (143)	4,069 (141)	
北海道炭礦	北	1,972 (100)	1,908 (97)	2,416 (123)	2,314 (117)	2,255 (114)	2,093 (106)	
太平洋炭礦	北	288 (100)	237 (82)	339 (118)	307 (107)	422 (147)	422 (147)	
大松炭礦	九	208 (100)	233 (112)	264 (127)	278 (134)	44 (21)	22 (11)	
早稲炭礦	九	419 (100)	410 (98)	419 (100)	453 (108)	572 (137)	467 (111)	
内良島炭礦	九	261 (100)	243 (93)	275 (105)	249 (95)	304 (116)	304 (116)	
飯飯炭礦	九	485 (100)	487 (100)	372 (77)	132 (27)	94 (19)	100 (21)	
炭炭炭礦	九	673 (100)	564 (84)	592 (88)	562 (84)	526 (78)	469 (70)	
小計		7,189 (100)	6,743 (94)	7,932 (110)	7,767 (108)	8,243 (115)	7,948 (111)	
年度	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1943	(*)44上 新43下
三井炭鉱	4,635 (161)	5,393 (187)	5,915 (205)	5,764 (200)	6,296 (218)	5,680 (197)	6,715 (238)	1,567
北海道炭礦	2,683 (136)	3,023 (153)	2,753 (140)	2,698 (137)	3,010 (153)	2,885 (144)	3,520 (178)	981
太平洋炭礦	529 (184)	667 (232)	744 (258)	904 (314)	1,000 (347)	833 (289)	817 (284)	177
大松炭礦	51 (25)	72 (35)	107 (51)	833 (289)	217 (104)	66
飯飯炭礦	579 (138)	554 (132)	437 (104)
内良島炭礦	315 (121)	283 (108)	185 (71)
早稲炭礦	93 (19)	70 (14)	46 (9)
炭炭炭礦	611 (91)	669 (99)	688 (102)
小計	9,496 (132)	10,731 (149)	10,873 (151)					

出所) 三井物産「事業報告書」各期(三井文庫所蔵史料 物産615) など。

1. 1931～1939年度は社外販売決済高、1940～1944年上期・新43年下期は社外売約高である。
2. 1944年上期・新43年下期の数値は6か月間分である。
3. 飯飯炭礦1942年度の数値は上期不明のため下期のみの数値である。
4. 「事業報告書」では1942年下期から三井飯飯炭礦が提出されるが、本表からは除外した。
5. 「..」は不明を示す。パーセン内は1931年度を100とした指数である。

の「石炭対策要綱」の重要な柱であった自売制移行への道がようやく整備されたのである。⁽²⁴⁾ 地方共販会社設立によって三井物産は販売の手足をもがれた形となり、機能のほとんど停止した傘下有力仲買店三四石炭（東京）、村山石炭（名古屋）、若田煉炭原料（大阪）の株式を一九四三年上期に仲買店共同経営者へ売却した。⁽²⁵⁾ 一九四三年二月一日、日本石炭は配炭統制をさらに徹底させるため筑豊炭から売戻制廃止にふみきり、翌四四年四月一日までに北海道炭・常磐炭・宇部炭・肥前炭・樺太炭・移入炭の自売制への移行を順次完了したのである。⁽²⁶⁾ この結果、三井物産の内地石炭商売は全面的に日本石炭に移譲され、わずかに移輸入炭の移輸入業務取扱とコークス・ピッチ・煉炭の販売をおこなうのみとなり、これらもまもなく縮小された。⁽²⁷⁾ 台湾においても一九四四年七月一日から台湾石炭統制株式会社（台湾石炭株式会社を改組）の石炭・コークス自売制が実施され、総督府指定卸売業者として台湾内石炭の五〇％を取扱ってきた三井物産の石炭商売に終止符が打たれた。⁽²⁸⁾ なお、朝鮮では朝鮮石炭株式会社の設立そのものが遅く（一九四三年八月設立）、太平洋戦争末期でも日本内地・台湾にくらべ国家的統制は弱かった。そのため、三井物産には活動の余地がかなり残されていたが、船腹難⁽²⁹⁾海上輸送力の決定的低下のために大きな制約をうけた。

(1) 「仲買売石炭販売会社ニ参加ノ件」第二〇五八号議案、一九三二年一月二七日提出（三井物産「取締役会決議録」三井文庫所蔵未整理史料）。参加予定六社とは、「三井、三菱、麻生、安川、貝島及古河」であるが、この議案提出当時、貝島は社長病気のため未だ参加を保留していた。

(2) 春日論文（上）一六一―一六二ページでは、一九三二年晩秋にカノト商會が設立されたとし、その意義を述べているが、実際には設立されていない。三井物産石炭部「考課状」一九三三年上期（三井文庫所蔵未整理史料）五九ページでは、「筑豊炭販売シンジケート結成運動」と題して「炭界不況ニ直面シテ三井、三菱、住友、古河、貝島、麻生、山下、安川ノ八社ハ不況打開策トシテ無益ノ競争ヨリ生ズル販売費屯当リ約一円ヲ軽減シ且ツ採算点以下ニ低落セル炭価ノ建直シヲ目的トシテ（一九三三年——引用者）一月一日ヨリ実施ス可ク画策セリ」と記しており、カノト商會設立計画はこれに連なる動きの一つ

であると思われる。

(3) 松尾純広「石炭鉱業連合会と昭和石炭株式会社」(橋本寿朗・武田晴人編著『兩大戦間期日本のカルテル』第五章、御茶の水書房、一九八五年)二五二～二五三ページ、「昭和石炭会社ニ参加ノ事」第二二七号議案、一九三二年一月一日提出(三井物産「取締役会決議録」三井文庫所蔵未整理史料)および付属資料。株主は、三井物産、三井鉱山、北炭、三菱鉱業、明治鉱業、貝島炭礦、住友炭礦、麻生商店、古河鉱業、磐城炭礦、大倉鉱業である。

春日論文(上)一六二～一六三ページでは、昭和石炭株式会社が、三社により設立されたとし、株主名と所有株数を表掲しているが(第22表)、本表には不参加の宇部鉱業組合と浅野雨龍炭礦が株主として掲載されており、また参加株主の株数も実際とは異なる(前掲、松尾純広「石炭鉱業連合会と昭和石炭株式会社」二五三ページの株主名・株数が正確であると思われる)。

(4) 前掲、松尾純広「石炭鉱業連合会と昭和石炭株式会社」二五七～二六八ページ。

(5) 昭和石炭設立時の株主買付炭に関する規定は未見であるが、一九三八年二月一日制定の「石炭販売及配給統制規約」(昭和石炭『本邦石炭鉱業統制団体要覧』第一巻内地編(一九三九年六月一日現在)一一九～一二九ページ)第三条後段では「各株主カ株主以外ノ者ヨリ石炭ノ買付ヲ為シ又ハ一部ノ委託販売ヲ引受ケントスルトキハ其理由ト販売方法ヲ明記シ協議員会ノ承認ヲ經ルコトヲ要スルモノトス、但シ外地ニ於テ引渡シヲ受クルモノハ此限ニ在ラス」と規定されており、一九三三年の昭和石炭「協議員会協議事項」(三井文庫寄託史料)添付書類の炭種から判断して、設立当初から第三条後段に相当する規定があったと考えられる。

(6) 昭和石炭・常磐石炭販売「常磐炭販売協定」一九三五年一月一日実施(前掲、昭和石炭『本邦石炭鉱業統制団体要覧』第一巻内地編、一五三～一五六ページ)で、一九三三年一月一日付協定を変更するとある。

常磐炭四社とは、磐城炭礦、大倉鉱業、入山採炭、古河鉱業である(石炭鉱業連合会『石炭時報』第八卷第一号、一九三三年一月)。

(7) 前掲、松尾純広「石炭鉱業連合会と昭和石炭株式会社」二五三ページ、昭和石炭「協議員会協議事項」(10)、同(16)、同(31)。

- 一九三四年（三井文庫寄託史料）。なお、松尾論文では沖ノ山、東見初、杵島、東邦の参加を一九三九年と誤記している。
- (8) 前掲、松尾純広「石炭鉱業連合会と昭和石炭株式会社」二五九～二六一ページ。
- (9) 春日論文（上）一五五ページ、第19表。
- (10) 杵島炭礦株式会社契約書類（三井文庫所蔵未整理史料）。三井物産・杵島炭礦「石炭一手販売契約書」一九三二年七月一日付（同上契約書類所収）では契約期限を一九三六年六月三〇日までと規定している。契約解除と同時に両者は「覚書」（一九三三年三月三一日付）を締結し、三井物産が以後も取扱える範囲を規定した（有効期間三年間）。
- なお、春日論文（上）では、一手販売契約先である有力炭礦との関係如何（有力炭礦の傘下からの離脱問題）という基本的論点が欠如している。
- (11) 松島興産『松島興産七十年史』（一九八三年）年表、三七七ページ。
- (12) 中野友礼・三井物産・早良鉱業「契約書」一九三八年三月一日付（三井文庫所蔵未整理史料）。三井物産と早良鉱業（旧姪浜鉱業）は一九一七年五月一日付石炭一手販売契約、一九二八年四月一〇日付同更正契約を締結しており、これらの契約は一九四四年一月二五日までが期限であった。契約解除後、同期限までは一部の三井物産直接売込先と朝鮮向移出のみ、三井物産に取扱が委ねられた。なお、一九三八年早良鉱業は昭和石炭から離れ互助会石炭株式会社に加入した（三井物産「業務総誌」一九三八年下期、三井文庫所蔵未整理史料、一一九ページ）。
- また、三井物産は先の契約書にしたがい、所有早良鉱業新・旧株式一万七七一五五株（額面八五万七七五〇円、払込済額四九万九七〇〇円）全部を中野に売却した（売却価格七四万五一五〇円）。
- この株式は、次のような経緯で取得したものである。三井物産は一九三四年七月初め頃早良株四〇五〇株（持株率八％）を所有していたが、他社の買収工作を阻止し一手販売契約を維持するため、一九三四年七月以降株式買収に乗り出し、合計一万七一一五五株（持株率三六％）所有にまで高めた。しかし、日本曹達系がついに総株数の過半数を制したため、三井物産は株式売却を余儀なくされたのである。「早良鉱業株式会社株式買入ノ件」第二六二六号議案、一九三四年七月三〇日提出、同第二六七五議案、一九三五年一月一日提出（三井物産「取締役会議案」三井文庫所蔵未整理史料）、「当社所有ノ早良鉱

業株式会社株式売却ノ件」第三三七八号議案、一九三八年三月八日提出（三井物産「取締役会決議録」三井文庫所蔵未整理史料）。

なお、日本石炭株式会社の指定販売人の整理・統合により、短期間ではあるが、一九四二年四月から再び三井物産が早良鉱業の一手販売権を取得する（三月三十一日契約）。三井物産石炭部「考課状」一九四二年下期（三井文庫所蔵未整理史料）三七ページ、三井物産総務部業務課「一手販売契約一覧表」一九四三年三月末日現在（三井文庫所蔵未整理史料）二三ページ。

(13) 古河鉱業『創業一〇〇年史』（一九七六年）四六〇ページ、七五六ページ。古河合名による大峰・峰地両炭礦の買入月を前者のページでは八月、後者のページでは七月としている。いずれにせよ、三井物産との一手販売契約は一九三九年夏に解除された（三井物産「業務総誌」一九三九年下期、三井文庫所蔵未整理史料、一三〇ページ）。

この解除された契約は一九二〇年一〇月二十九日付で三井物産と蔵内鉱業との間に締結された峰地炭・大峰炭の一手販売契約であり、契約期限は三井物産融資金完済後五か年までと定められていた（三井物産業務課「一手販売契約調」一九三四年末現在、三井文庫所蔵未整理史料、一ページ）。

(14) 一九四〇年四月一日現在でみると、太平洋炭礦（鉱業所は釧路）の資本金は一一〇〇万円（払込金九九〇万円）で、総株数二二万株のうち三井鉱山が九万株、三井生命が三千株を所有、合計持株率四二パーセントである（三井鉱山総務部『関係会社要覧』へ上）一九四〇年度、一ページ）。

(15) (16) 北海道炭礦汽船『石炭国家統制史』（一九五八年）一八〜一九ページ。

(17) (18) (19) (20) (21) 同右、二〇〜二二ページ、『朝日経済年史』（一九四〇年版）三二三〜三二二ページなど。日本石炭の三井物産への割当株数は三万株（額面一五〇万円）である。なお、日本石炭に続き、植民地では一九四一年八月六日台湾石炭株式会社（資本金七〇〇万円、第一回払込三五〇万円）、一九四三年八月一八日朝鮮石炭株式会社（資本金一〇〇〇万円、第一回払込二五〇万円）が設立され、三井物産も株式を所有した。

(22) 前掲、北海道炭礦汽船『石炭国家統制史』三四一ページ。「販売指図書」は、売渡先、数量などを指定した基本書類である。なお、春日論文（上）一七〇〜一七三ページでは、日本石炭の成立経過と三井物産に与えた意味を述べるとともに、日本石

炭と三井物産との輪移入炭売買契約書を紹介しているので参照されたい。

(23) (24) 前掲、北海道炭礦汽船「石炭国家統制史」三三六～三三八ページ。

(25) 「三石炭株式会社株式処分ノ件」第四八五四号議案、一九四二年二月八日提出（三井物産「取締役会決議録」三井文庫所蔵未整理史料）。「村山石炭株式会社株式処分ノ件」第四九三二号議案、一九四三年一月二六日提出、「若田煉炭株式会社株式処分ノ件」第四九四三号議案、一九四三年二月二日提出（三井物産「取締役会決議録」三井文庫所蔵未整理史料）。

(26) 前掲、北海道炭礦汽船「石炭国家統制史」三四〇～三四二ページ。

(27) 三井物産「事業報告書」一九四四年上期・新一九四三年下期（三井文庫所蔵未整理史料）二二二ページ、三井物産「業務総誌」新一九四四年上期（三井文庫所蔵未整理史料）三七ページ。

(28) (29) 三井物産「事業報告書」一九四四年上期・新一九四三年下期（三井文庫所蔵未整理史料）二五二ページ、三井物産「第二回業務報告書」新一九四四年上期（三井文庫所蔵未整理史料）二四二ページ。朝鮮における新一九四四年上期の三井物産の取扱状況は次のようであった。「朝鮮炭ノ鮮内商内ハ貨車繰難アリタルモ比較的順調ニテ取扱高増加セリ。対滿輸出ハ当局方針ニテ日滿商取扱トナリ、移出亦船腹関係ニテ当社取扱皆無トナレリ、輸入ハ鉄道輸送ニヨル大同炭稍々順調、海路ニヨル中興、山東炭ハ船腹関係ニテ甚シク積取不足ニ終リタリ」。

(ii) 石油

ロイヤル・ダッチ・シェル石油グループのライジング・サン石油会社およびニューヨーク・スタンダード石油会社（Standard Oil Corporation of New York, 略称ソニー SOCONY）の両国際石油資本と、これらに対抗する日本石油株式会社を筆頭とした日本の石油精製資本が日本内地で競争を展開する状況の中で、第一次大戦後、カリフォルニアのゼネラル石油会社（General Petroleum Corporation of California）と提携した三井物産は原油・重油・ジーゼル油取引を軸に日本内地石油市場へ本格的に参入した。そして、この参入後の一九二六年五月におこなわれたニューヨーク・スタンダ

第43表 三井物産の石油関係一手販売契約

契約年月日	契約先	契約商品	期間	区域	備考
(1) 1921. 9. 7	ゼネラル石油会社	「重油」(ジーゼル油を含むと推定)	不明	日本海軍 [1932. 9. 6解約]	
(2) 1923. 2. 8	ゼネラル石油会社	重油・ジーゼル油	10年	日本内地 [日本諸港バンカー用を含むと推定]	日本内地及日本諸港バンカー用 [1923. 2. 8の契約を更改1933. 10. 16から有効]
1933. 6. 16	"	"	5年	日本内地及日本諸港バンカー用	[1933. 6. 16の契約を満期前に更改] [他に輸出のみの一手販売品あり。原油は一手供給。その他多岐におたって契約。1926年2月、満期前に解約]
1937. 7. 29	"	"	1948. 10. 15まで	日本内地・樺太 [1933. 11. 1の契約を更改]	制限なし [原油一手供給]
(3) 1923. 4. 3	日本石油会社	「重油」(ジーゼル油を含む)	5年	日本内地・樺太 [1928. 11. 1の契約を更改]	日本内地・樺太 [1933. 11. 1の契約を更改]
(4) 1928. 11. 1	東洋石油会社	全製品	定めなし		
(5) 1928. 11. 1	ニッポン・スターン・石油会社	ゼネラル印揮発油	5年		
1938. 11. 1	スターン・スターン石油会社	"	"		
(6) 1934. 3. 1	スターン・スターン石油会社	揮発油其他 (潤滑油を除く)	5年		
1936. 9. 7	"	潤滑油・グリース	1939. 2. 28まで		
1939. 3. 1	"	揮発油其他石油類	5年		
(7) 1938. 5. 20	スターン・スターン石油会社	「S社製品」	不明		
(8) 1938. 11. 25	スターン・スターン石油会社	揮発油・灯油・潤滑油	1941. 11. 25まで		
(9) 1940年上期	太平洋石油会社	揮発油・灯油・潤滑油	不明		

出所) 三井物産「事業報告書」各期 (三井文庫所蔵史料 物産615)、三井物産石炭部「考観」各期 (三井文庫所蔵未整理史料) 三井物産「業務総誌」各期 (三井文庫所蔵未整理史料) 三井物産「手販売契約概観」(三井文庫所蔵未整理史料) 諸契約書類 (三井文庫所蔵未整理史料) など。
 注) 1. (9)の1940年上期は三井物産の会計年度。2. 重油という言葉の意味は炭素の多い燃料油 (フェニール・オイル) を指す。3. 1933年11月1日付ゼネラル印揮発油の契約(ジーゼル油)を含んだ広義の意味で使用されている。船舶の場合、バンカーとは、燃料油を意味する。4. (6)の1936. 9. 7. 契約に関連して、1938年4月1日には「満州国内潤滑油販売区域取扱契約」が結ばれた。

ード石油会社によるゼネラル石油会社の吸収合併⁽¹⁾こそ、その後太平洋戦争勃発までの三井物産石油取扱業務を決定的に規定する出来事であった。その理由は、次の通りである。

一九二一年九月に締結したゼネラル石油会社との日本海軍向「重油」一手販売契約にもとづき、翌一九二二年に日本海軍への売込みに成功した三井物産は、一九二三年二月、先の契約とは別にゼネラル石油会社と日本内地での重油・ジーゼル油の一手販売契約（期間一〇年）を結び本格的に石油取引拡大に乗り出した⁽²⁾。一方、ニューヨーク・スタンダード石油会社は、同じ外資のライジング・サン石油会社と同様、直売によって日本石油市場を蚕食しており、三井物産にとっては先発の強力な反対商であった。したがって、先の吸収合併は三井物産が反対商の傘下に組み込まれ、活動を次のように制約されることを意味した。

吸収合併同日、ニューヨーク・スタンダード石油会社は、子会社として同名のゼネラル石油会社を新設し、旧会社の権利義務一切を引継がせた。三井物産との重油・ジーゼル油に関する二つの一手販売契約も継承され⁽³⁾、解約通告はなされなかった。その背景には、当時、日本市場でのニューヨーク・スタンダード石油会社の重油・ジーゼル油取扱量が少なく、三井物産とほとんど競合していないという事情があった⁽⁴⁾。とはいえ、ニューヨーク・スタンダード石油会社側の価格維持政策のために価格面で引合わない場合がしばしば生じた⁽⁵⁾。そのため、一九二〇年代前半で三井物産石油取引の主軸を占めた重油・ジーゼル油は、吸収合併後も取扱内訳では依然圧倒的な比率を示したものの、アソシエイト石油会社と提携して一九二四年に新規参入した三菱商事やライジング・サン石油会社などの反対商の活躍で、一九三二年度頃までは大きな伸びをみせていない⁽⁶⁾。

一九二〇年代以降自動車の燃料として需要が急増する揮発油（ガソリン）販売では、新設のゼネラル石油会社から引続き揮発油を輸入したが、他社にくらべ配給上不利なため、一九二八年一月親会社のニューヨーク・スタンダード石油

会社とゼネラル印(ゼネラル石油会社ブランド)揮発油の日本内地・樺太での一手販売契約を締結し、日本各地のニューヨーク・スタンダード石油会社貯油所から揮発油の供給をうけた。その頃の三井物産揮発油取扱量は日本の全需要のわずかに二%にすぎなかった。この状態を打開すべく三井物産は日本各主要都市の下請販売店にガソリンスタンドを貸付け、販売にあたらせた。しかし、スタンド販売は競争が激しく、これに加えニューヨーク・スタンダード石油会社(↓ソコニー・ヴァキウム会社↓スタンダード・ヴァキウム石油会社)による指定値段での販売義務付け競争品ソコニー製揮発油への従属、供給不足の場合以外他社製品取扱禁止などのため、それなりの伸びはみせたものの一九三七年度までは重油・ジーゼル油の販売額にとうてい及ばなかった。この他、ニューヨーク・スタンダード石油会社が日本需要の七割(一九二〇年代中葉)を供給していた灯油は、一九二八年一月のゼネラル印揮発油一手販売契約締結の際、三井物産が日本帝国・満州で取扱うことさえ禁じられた。原油は、先の吸収合併後ゼネラル石油会社から供給を停止されたため、ほとんど成約できない状態に陥った。

このように三井物産の石油販売はニューヨーク・スタンダード石油会社(およびその後継会社)の政策に強く規定されたため、三井物産は①原油供給源確保②石油精製部門確保によって、この制約を緩和さらには突破しようとした。

原油供給源確保のため、三井物産はゼネラル石油会社にかわるカリフォルニア地域などの石油会社からの買付と東南アジアでの自前の油田開発に取組んだ。一九二〇年代後半ではカリフォルニア石油会社、サンセット・パシフィック石油会社、三〇年代前半ではペトロウル会社などから原油を買付け、日本石油などへ販売したが、いずれも継続的買付先とまではならず、一九二〇年代後半〜三〇年代前半にまがりなりにも買付を継続できたのは北樺太石油会社からのオハ原油だけであった。油田開発事業では、日本石油と共同でボルネオ油田組合(一九二九年一月設立)、小倉石油と共同でジャワ油田組合(一九三五年四月設立)を運営したが、後者は試掘に着手することなく設立後まもなく中止、前者は試掘を

おこなったものの出油に至らないまま一九三七年三月三十一日付で協和鉱業株式会社に事業一切が譲渡された。⁽¹⁶⁾

第二の精製部門確保については、ゼネラル石油会社の吸収合併以前から動きがみられる。一九二三年二月のゼネラル石油会社との内地での重油・ジーゼル油一手販売契約をふまえ、三井物産は同年四月の日本石油との契約（期間五年）によってゼネラル石油会社産などの原油の日本石油への一手供給と日本石油製「重油」の一手販売、ゼネラル石油会社製「重油」に関する日本石油・三井物産の共同経営など、日本石油との包括的協定を結び、日本石油を自己の精製部門として確保することによって日本における石油販売で地歩を固めようとした。しかし、その後、原油輸入事情好転により日本石油が一方的に原油購入を入札制に切替えたため、日本石油以外への原油供給を契約で禁止されていた三井物産は一九二六年二月末日付で契約を解除した。⁽¹⁸⁾そして、三井物産は日本石油に代る国内精製部門として、一九二七年一月東洋石油株式会社（資本金三〇万円全額払込）を設立して関西石油株式会社設備を買取らせ、翌二八年一月原油一手供給・製品一手販売契約を締結した。⁽¹⁹⁾しかし、東洋石油の精製能力は小規模かつ機械油中心であった。精製規模急拡大、精製品多品目化へと展開できなかったのは、ゼネラル石油会社からの三井物産への原油供給停止とボルネオ油田未出油、すなわち安定的原油買付先を欠いていたためであった。⁽²⁰⁾このような精製部門での手詰り状況を打開すべく構想されたのが、石油業法公布（一九三四年三月）など日本での国内石油精製業保護政策の実施を契機とするスタンダード・ヴァキューム石油会社との合併精製会社設立案であった。⁽²¹⁾この計画は、資本金約一〇〇〇万円（全額払込）で鶴見・大阪埠頭の二か所に揮発油精製を含む大規模精製装置建設を予定し、原油供給をスタンダード・ヴァキューム石油会社（およびその傘下企業）にあおぎ、精製品年間七二〇〇万円の半分くらい（年間約三〇〇〇万円）を三井物産が取扱おうというものであった。一九三四年度三井物産石油社外販売決済高が一八七〇万円であったことからみれば、三井物産にとってこの計画のもつ意味がいかに大きかったかがわかる。⁽²²⁾しかし、結局この計画は実現せず、三井物産には唯一の石油精製部門東洋石

油の生産量を徐々に増加させるしか手だてはなかつたのである。一方、精製部門でのいま一つの構想は、石炭を原料とする人造石油製造事業の着手であつた。三井財閥における当該事業企業化の目論見は石炭業を抱えているだけにかなり早くから始まつていた。一九二七年末、ドイツのI・G染料会社によるベルギウス式水素添化石炭液化法の本格的工業化実験成功という情報を入手した三井物産は、ただちに特許権買収交渉を開始したが、すでにニュージャーシー・スタンダード石油会社が製造特許に関する提携協定をひそかに締結していたため、米国に所を移して買収交渉をおこなつた。しかしこれも失敗に終つた。⁽²³⁾その後、別の方式を採用する努力がなされ、ようやく、一九三六年二月ドイツのルー・ヘミー社からフィッシャー式石油合成法の特許権買収に成功し、揮発油製造を中心に企業化に乗り出す。⁽²⁴⁾

以上述べたように日中戦争勃発以前の時期では、三井物産は種々の試みにもかかわらず油田開発、精製部門で大きな成果をえられなかつた。このような状況で、三井物産の石油取扱高はどう変化したのであろうか。先述の取扱高の低迷は一九三三年度にいたつてようやく脱する気配を示した。すなわち、一九三三年度下期に日本船主への来年度分焚料油(「重油」)売込みで「合計二二万屯ノ売約ヲナシ異常ノ増加⁽²⁵⁾」を示したため、原油・重油・ジーゼル油売約高は一九三二年度二八・一万トンから三三年度下期には三八・四万トンに急増した(第44表)。さらに一九三三年度下期には日本郵船・日本タンカーなど来年度分大口焚料油契約の堅調に加え、日本海軍向「重油」の大口成約(三一・三万トン)、諸工場向の増加などにより、売約高は一挙に八〇・九万トンにまで達した。このように大口の海軍向「重油」成約は異例のことであるが、これを差引いても前年同期比一一万トン増となり、一九三三、三四年度に船舶焚料油を中心に取扱高が急増したとみてよい。一方、揮発油・機械油などの取扱も同時期に増加する。一九三四年三月、満州・関東州地域での日本企業・日満官衙向に揮発油などの石油類(潤滑油を除く)というほぼ全石油製品の一手販売権をスタンダード・ヴァキューム石油会社から得ることに成功し、⁽²⁶⁾日本では一九三三上期から東洋石油の新設蒸溜装置が稼動しはじめたことが、増加の

戦時経済統制下の三井物産（鈴木）

第44表 三井物産石油社外売約高

年 度		原 油・重 油 ジ ーゼ ル油 類	揮 発 油・機 械 油 類	合 計
1932	上	204,114 ^{トン}	243 ^{千函}	5,229 ^{千円}
	下	280,640	271	7,396
1933	上	152,496	321	6,318
	下	383,836	387	11,215
1934	上	255,322	419	7,967
	下	808,601	554	21,740
1935	上	258,848	532	10,394
	下	422,691	501	14,758
1936	上	346,307	437	12,851
	下	308,141	576	12,673
1937	上	547,869	635	21,533
	下	430,689	1,379	27,701
1938	上	609,598	1,713	34,945
	下	307,652	1,217	25,277
1939	上	649 ^{千kl}	3,851	53,412
	下	515 ^{千kl}	1,728	36,956
1940	上	652 ^{千kl}	4,466	68,281
	下	496 ^{千kl}	2,617	53,116
1941	上	1,428 ^{千kl}	9,910	149,682
	下	596 ^{千kl}	(*) 6,225	78,164

出所) 三井物産「業務総誌」各期(三井文庫所蔵未整理史料), 三井物産「事業報告書」各期(三井文庫所蔵史料 物産615)。

注) 1. 「揮発油・機械油類」の数値は、灯油・軽油, その他の油を含む。(*)は揮発油のみの函数である。2. 「業務総誌」と「事業報告書」の数値が異なる場合は, 後者の数値を掲出した。

要因であった。

しかし、このように三井物産が再び意欲的に石油取引拡大に取組みはじめたころ、日本内地では一九三四年三月に石油業法が公布され、これにもとづき石油販売割当制(第一回は一九三四年七月〜二月分)と石油精製業者・輸入業者の貯油義務(販売数量の六か月分)が実施された²⁹。商工省による石油販売割当制で三井物産は輸入業者として十分な「重油」の輸入割当をえたものの、揮発油に関しては、ゼネラル印揮発油を日本で購入していたためスタンダード・ヴァキニウム石油会社に対して輸入割当がおこなわれた。しかも、国内精製会社保護のため外国石油資本へ

(1940年度以降)

(単位：千円)

1940	1941	1942	1943
19,008 (15.7)	50,665 (22.2)	1,518 (5.5)	—
13,528 (11.1)	16,799 (7.4)	9,946 (36.1)	1,137 (20.3)
19,343 (15.9)	34,101 (15.0)	9,029 (32.8)	1,288 (23.0)
43,117 (35.5)	75,952 (33.3)	729 (2.6)	335 (6.0)
26,401 (21.7)	50,329 (22.1)	6,297 (22.9)	2,829 (50.6)
121,397 (100)	227,846 (100)	27,519 (100)	5,589 (100)

は相対的に不利な比率が割当てられたので、スタンダード・ヴァキューム石油会社から三井物産への揮発油供給はかなり制約された。⁽³⁰⁾このため、いまだ自動車用が主であった三井物産揮発油取引は日本内地での伸びを削がれた。そしてこのような制約があったからこそ、石油貯蔵義務を履行しないスタンダード・ヴァキューム石油会社・ライジング・サン石油会社の両外国石油資本の貯油代行案を一九三六年に三井物産は提示し、その見返りとして両社の石油(主に揮発油)日本販売網の一部割譲を求めたのである。⁽³¹⁾

貯油代行案は結局実現しなかったが、依然三井物産の石油取引拡大への意欲は続いていた。石油業法公布以降、日本内地では、国産揮発油連合会(一九三四年一月設立)やこれを発展的に解消した石油連合株式会社(一九三六年三月設立)、国産灯油連合会(一九三六年八月設立)、礦油精製業連合会(一九三四年七月設立)、重油協議会(一九三六年一月設立)など各石油品目別に次々とカルテルが結成された。三井物産は重油協議会に、東洋石油は礦油精製業連合会に加盟したただけであったが、カルテル結成の結果、一九三六年～三七年前半にかけて各製品とも堅調な市況を呈し、⁽³²⁾三井物産の積極策を支える条件を形成した。なお、満州国では早くも一九三五年四月に石油専売法が実施され、各地に石油元売捌会社設立された。三井物産は満州国政府からの要請で新京・ハルビンなどの元売捌会社に出資したものの⁽³³⁾、満州国内販売からは基本的に排除され、先述のスタンダード・ヴァキューム

戦時経済統制下の三井物産（鈴木）

第45表 三井物産石油種類別社外販売決済高（1937～39年度），社外売約高

年度	1937	1938	1939
原油	1,679 (5.3)	9,549 (16.7)	8,463 (11.1)
重油	10,841 (34.5)	11,521 (20.2)	10,172 (13.3)
ジゼル油	12,500 (39.8)	18,462 (32.3)	16,388 (21.4)
揮発油	4,032 (12.8)	14,367 (25.1)	35,395 (46.3)
其他	2,332 (7.4)	3,227 (5.6)	6,010 (7.9)
合計	31,384 (100)	57,127 (100)	76,429 (100)

出所) 三井物産「事業報告書」各期（三井文庫所蔵史料 物産615）など。

注) 1937～39年度の数値は社外販売決済高，1940～43年度の数値は社外売約高である。

第46表 三井物産石油市場分野別社外販売決済高（単位：千円）

年度	輸出	輸入	内国売買	外国売買	合計
1935	1 (0)	13,658(48)	2,407(8)	12,489(44)	28,555(100)
36	153 (1)	14,643(61)	2,651(11)	6,414(27)	23,861(100)
37	96 (0)	17,505(56)	6,484(21)	7,300(23)	31,384(100)
38	34 (0)	29,922(52)	7,060(12)	20,111(35)	57,127(100)
39	610 (1)	37,182(49)	9,165(12)	29,472(39)	76,429(100)
40	60 (0)	50,432(47)	8,473(8)	48,048(45)	107,013(100)
41	852 (0)	101,702(51)	9,798(5)	87,562(44)	199,914(100)
42	971 (5)	8,791(41)	6,478(31)	5,024(24)	21,264(100)
43	220 (4)	—	2,010(35)	3,459(61)	5,689(100)

出所) 三井物産「事業報告書」（三井文庫所蔵史料 物産615）など。

石油会社との一手販売契約は、同法圏外の関東州・満鉄付属地に事実上局限された。³⁴⁾

一九三七年七月の日中戦争勃発を契機に、一般的な日本政府の輸入抑制政策の例外として、輸入を中心に三井物産石油取扱高が激増する（第45表・第46表）。一九三七年下期には、スタンダード・ヴァキューム石油会社などから輸入した航空用揮発油の日本軍向売約高が急増し³⁵⁾、石油売約高は前年同期の二倍以上に達した。³⁶⁾ すなわち、三井物産は商工省石油販売割当制枠外の日本軍向航空用揮発油供給で販路を拡大したのである。一九三九年五月には石炭部から分離して石油部を設置する。また一九三九年度には揮発油社外販売決済高が、はじめて重油・ジゼル油合計を上回り、揮発油が取扱

の中心を占めるに至った。さらに一九四〇年上期には、物動計画の一部繰上輸入にもなつて生じた石油共販株式会社・日本軍向供給をまかなうため原油・重油・航空用揮発油一六・五万トン(二五〇〇万円)という巨額の別口臨時買越限度を設定し、同年下期には対日禁輸を見越して日本陸軍向航空用揮発油一一・八万ドラム(二五五・三万円)の別口臨時買越限度、一九四一年下期には米国石油類輸出許可制強化の中で許可取付に成功した日本陸軍向航空用潤滑油・航空用揮発油二四万ドラム(一〇三八・五万円)の別口臨時買越限度を設定し、これらの措置によつて航空用原油・航空用揮発油・航空用潤滑油などを、スタンダード・ヴァキューム石油会社・ゼネラル石油会社の他、シテイズ・サーヴィス石油会社・フィリップス石油会社など主に米国から、日本とおそらく中国、満関地域へ大量に輸入したと思われる。日中戦争期に、三井物産は日本内地での重油販売量で一位ないし二位を確保したことに加え、日本軍向揮発油取扱で顕著な伸びを示したのである。日本内地以外では、日本軍中国占領地拡大にともない部分的撤退を余儀なくされていたスタンダード・ヴァキューム石油会社から、一九三八年五月山東省における石油製品販売権を、さらに同年一月には華北・蒙疆のかなりの地域と華中の一部における揮発油・灯油・潤滑油の一手販売権(期間三年)を獲得して販路拡張を図つてゐる。⁽⁴¹⁾

ただし、日本内地では一九三九年九月設立の石油共販株式会社による内地石油販売統制の進展によつて、三井物産は外航船舶用燃料油供給を例外として国内販売機構から基本的に排除されており、日本向輸入業務(および外国間貿易)によつて三井物産取扱高が急伸したことに注意しなければならない。⁽⁴²⁾(前掲、第46表)。

このため、太平洋戦争勃発後米國市場との杜絶によつて三井物産の石油取引量は激減する。三井物産は、東洋石油が丸善石油に吸収合併されることを見越して、一九四一年一〇月以降、丸善石油株式の買収・増資引受に積極的に乗出し、一九四三年一月には丸善石油持株率を三〇%強にまで高めてみたものの、⁽⁴³⁾原油の絶対的不足と強力な内地配給統

制の下では三井物産の内地石油取引の落込みを防ぐ効果はまったくなかったのである。また、例外的に石油共販株式会社（↓一九四二年五月石油配給統制株式会社と改称）から販売を委託されていた外航船舶用燃料油（重油）の取扱も一九四三年二月には廃止となり、依然成果をみない人造石油部門などを除き三井物産の活動の余地はほとんどなくなったのである。⁽⁴⁴⁾このため、一九四四年二月石油部は活動基盤を失った石炭部と統合され、燃料部となる。⁽⁴⁵⁾

- (1) (3) 三井物産石炭部長「支店長会議石炭部報告」一九二六年六月（三井文庫所蔵未整理史料 物産三六七）六六ページ。
- (2) 三井物産とゼネラル石油との一九三三年六月一六日付契約書（英文、三井文庫所蔵未整理史料）の第二項に、一九三三年二月八日付契約書とある。春日豊「一九三〇年代における三井物産会社の展開過程」(上)（『三井文庫論叢』第一六号）へ以下、春日論文（上）と略記、また、第一七号所収の（中）、第一八号所収の（下）も同様に略記。一七五ページでは一九二一年締結のものを日本海軍向販売契約と明記せず、一九二三年締結の日本内地向という包括的契約との混同がみられる。さらに後者の契約は、一九三三年六月と一九三七年七月に更新されたが、春日論文（上）一七六ページでは一九三七年更新分を「前年」（＝一九三六年）と誤記したうえ、「ゼネラル石油会社と重油のほかディーゼル油の日本および日本諸港のバンカー用への一手販売の追加を契約した」と記述している。ジーゼル油を新たに追加したように資料を解釈しているが、依拠したと思われる三井物産「事業報告書」（一九三八年上期）の「追」⁽⁴⁶⁾という表現は、一九三七年下期に締結された契約が、一九三八年上期に三井物産本店本部によって追認、されという意味である。このような誤読は、重油という言葉に広義の意味（ジーゼル油を含む）と狭義の意味（ジーゼル油を含まない）があることを十分理解できないために生じたとも思われるので、本稿では広義の意味で使用する場合に括弧を付す。

なお、日本海軍向契約は、逆にその商売を制約しはじめたため三井物産側の要請で一九三二年九月解約となった（三井物産石炭部「考課状」一九三二年下期、三井文庫所蔵未整理史料、七五～七六ページ）。

以上述べた他に、春日論文の石油関係記述は、米国における石油資本の合併・新設過程とそれから生起する三井物産石油取引上の問題点⁽⁴⁷⁾基本的論点に言及できていないだけでなく、相当数の事実誤認がある。

(4) (5) 三井物産「第十回支店長会議議事録」一九三二年七月(三井文庫所蔵史料 物産一九八一—二〇)二八七ページ。

(6) 春日論文(上)第25表(一七四ページ)。本表の取扱トン数欄では一九二四年度以降の原油・重油・ジゼル油の合計値しかわからず内訳は不明であるが、三井物産石炭部「考課状」各期(三井文庫所蔵未整理史料)の記述などからみて一九二六年度以降一九三七年度まではほとんどが重油・ジゼル油によって占められていたと考えられる。なお、春日論文第25表では一九三九〜四一年度の原油・重油・ジゼル油取扱単位を原資料の「罨」を読みちがえてkm³としているが、klが正しい。

(7) (9) (11) (12) 三井物産業務課「一手販売契約提要」(三井文庫所蔵未整理史料)、三井物産業務課「商品ト其受渡」(三井文庫所蔵未整理史料)の中の「油類」七〜八ページ(一九三二年五月)、三井物産石炭部「考課状」一九二八年度下期(三井文庫所蔵未整理史料)五九〜六〇ページ、前掲、三井物産石炭部長「支店長会議石炭部報告」六七ページ、ニューヨーク・スタンダード石油会社・三井物産「契約書(英文)」一九二八年一月一日付(三井文庫所蔵未整理史料)、ニューヨーク・スタンダード石油会社宛三井物産石炭部長書簡(三井文庫所蔵未整理史料)一九二八年一月一日付。一九二八年の契約書は第43表のように一九三三年一月一日、一九三八年一月一日の二度にわたって更改された。最初の一九二八年の契約の場合、日本帝国・満州での三井物産灯油取扱禁止は契約書の条項で規定したのではなく、三井物産からニューヨーク・スタンダード石油会社宛書簡で三井物産が確約する形をとっている。一九三三年の契約の場合、どのような形式か判然としないが、灯油販売は「本契約存続中内外産共三井ハ関係セザル事」とされた。一九三八年の契約の場合、緩和されたと思われるが、詳細は不明である。なお、春日論文(上)一七六ページで、一九二三年四月の日本石油との契約以降一九三三年まで新たな一手販売契約をみていないとするのは上述のように誤りである。また一九三三年ゼネラル印揮発油の一手販売契約を新規契約としているのも誤り、しかも契約月が一月ではなく十一月である。

(8) 前掲、三井物産「第十回支店長会議議事録」二八八ページ。

(10) ニューヨーク・スタンダード石油会社は一九三二年ヴァキューム石油会社と合併し、ソコニー・ヴァキューム会社 Socony Vacuum Corp. となり、全米第二位の石油会社に上昇する(一九三四年五月にはソコニー・ヴァキューム石油会社 Socony Vacuum Oil Co. と改称)。一九三三年九月には、東アジア・オセアニア・アフリカ地域での販売力強化のため、ソコニー・

- ヴァキューム会社はニュージャーシー・スタンダード石油会社と対等出資でスタンダード・ヴァキューム石油会社 Standard Vacuum Oil Co. を設立し、この新会社が日本での事業を担当した。井口東輔編著『現代日本産業発達史Ⅱ 石油』（一九六三年）三四二ページ、北沢新次郎・宇井丑之助『石油経済論』（一九四一年）三五三ページ、安保哲夫『戦間期アメリカの对外投资』（東京大学出版会、一九八四年）二八四ページ。
- (13) 前掲、三井物産「第十回支店長会議議事録」によれば「G社（ゼネラル石油会社―引用者）がS社（ニューヨーク・スタンダード石油会社―引用者）ノ手ニ移ルニ至リテヨリ、原油ノ供給ニ応ゼズ、（中略）其ハ原油ノ形ニテ輸入スル場合S社自身ノ製品ヲ脅カス惧アルガ為メ」（二九一ページ）という。
- (14) 三井物産石炭部「考課状」一九二八年下期、一九二九年下期、一九三〇年上期、同下期、一九三一年下期、一九三二年上期、同下期、一九三三年下期（三井文庫所蔵未整理史料）。
- (15) 春日論文（下）三三四～三三五ページ参照。春日論文（下）三三五ページでは三井物産石油部「石油界ニ於ケル三井物産ノ業績」一九四二年九月（三井文庫所蔵未整理史料）の叙述の曖昧さ、誤記をそのまま踏襲して年月を誤っている。ジャワ油田組合結成は一九三五年四月、解散は同年九月であり（三井物産「査業課総誌」一九三七年上期、三井文庫所蔵未整理史料）、一九三七年二月にサヂラ石油会社から日本側へジャワ油田の鉱業権売却の申出が伝えられたとするのは誤り、また、協和鉱業が一九三七年六月に設立されたとしているが、一九三六年六月である（三井物産「業務総誌」一九三六年下期、三井文庫所蔵未整理史料、一四三ページ）。
- (16) 日本石油・三井物産・協和鉱業・ボルネオ油田組合「契約書」一九三七年三月三十一日付（三井文庫所蔵未整理史料）。
- (17) 日本石油・三井物産「契約書」一九二三年四月三日付（三井文庫所蔵未整理史料）。なお、日本石油がこの契約を交した主たる理由は、「原油不足シ海外ヨリ供給ヲ仰グ必要ニ迫ラレタル為メ」という（三井物産「第九回支店長会議議事録」一九二六年六月、三井文庫所蔵史料 物産一九八一―九、九八ページ）。
- (18) 前掲、三井物産石炭部長「支店長会議石炭部報告」六四～六五ページ。
- (19) 「関西石油株式会社へ投資ノ件」第八五六号議案、一九二六年二月一日提出、「東洋製油株式会社設立発起人ノ件」第

八六四号議案、一九二六年一月二二日提出（三井物産「取締役会決議録」三井文庫所蔵未整理史料）、前掲、三井物産業務課「一手販売契約提要」。

(20) 「当社（三井物産——引用者）トシテハボルネオ油田開発ノ曙光ヲ得ル迄ハ如何ニシテモ同社（東洋石油——引用者）ノ存続ヲ計ル必要アリ」とされ、将来に望みが託されていた。「東洋石油」ニ融資ノ件」第二一六四号議案、一九三二年五月二四日提出の付属資料（三井物産「取締役会決議録」三井文庫所蔵未整理史料）。

(21) (22) 「スタンダード石油会社ト提携製油会社新設ニ関シ交渉ノ件」第二五六七号議案、一九三四年四月二四日提出（三井物産「取締役会決議録」三井文庫所蔵未整理史料）。春日論文（上）一八六ページ注（40）で四月一、四日提出としているのは誤りである。また同一七五ページでは新設精製会社で「年間約一八三万円の純益を見込んだ」としているが、この数値は「純益」ではなく収入（工場手取）と支出（設備費突込八年償却）の「差益」、また一八三万円は初年度の数値であり全面操業となればもっと大になる。

(23) 三井物産の単独交渉は失敗し、満鉄も日本海軍と共同で一九二九、三〇年頃三井物産を通じて特許権獲得を試みたが、これも失敗に終わった。前掲、三井物産石油部「石油界ニ於ケル三井物産ノ業績」三七～三九ページ、『山本条太郎伝記』六八〇～六八二ページ、磯部甫・箕作洋輔者「石炭の高圧水素添加―石炭の直接液化―」（一九三七年）一五四～一五六ページ。

(24) フィッシャー法に関する諸契約や企業化の詳細は春日論文（下）三三五～三三八ページを参照せよ。

(25) 三井物産「業務総誌」一九三三年下期（三井文庫所蔵未整理史料）一二六ページ。

(26) 三井物産石炭部「考課状」一九三四年下期（三井文庫所蔵未整理史料）六九、七一ページ。日本海軍買付数量四六・六万トンのうち三井物産は三一・三万トンの契約に成功した。

(27) 当時、満州国においてスタンダード・ヴァキューム石油は満州各都市に販売店網をめぐらし外油会社勢力分野で五〇％のシェアを誇っていた（日本石油『日本石油史』三二七ページ）。一手販売契約は、外油及製品輸入防遏のために一九三四年二月設立された満州石油株式会社への対応措置として、三井物産を通じて既得権を守ろうとする意図からなされたと思われる。契約の出所は前掲、三井物産業務課「一手販売契約提要」。一九三四年三月一日締結、契約期間は五年、販売区域は「大

- 連、関東州、奉天、新京、營口、安東、吉林、哈爾濱、其他滿鉄沿線各地ニ於ケル日本人関係ノ工業方面、日滿鉄道、陸海軍其他日滿官商売売込ニ限ル」とされた。契約後の一九三四年下期スタンダード・ヴァキューム石油関係の三井物産滿関地域取扱（売約高六二万円）は、「予期以上ノ成績ヲ挙げタ」という（三井物産石炭部「考課状」一九三四年下期、三井文庫所蔵未整理史料、七一〇七二ページ）。一九三六年九月に対象品目は、従来除外されていた潤滑油類も含むよう拡げられた（三井物産「事業報告書」一九三六年下期、三井文庫所蔵史料 物産六一五―四三、一一七ページ、スタンダード・ヴァキューム石油会社・三井物産「覚書」一九三六年、三井文庫所蔵未整理史料）。さらに、この一手販売契約は一九三九年三月一日更新（期間五年）された（三井物産「事業報告書」一九三九年上期、三井文庫所蔵史料 物産六一五―四八、六六ページ）。
- (28) 東洋石油では、一九三三年上期（三井物産会計年度）に宮本式真空蒸溜装置を完成して機械油生産を拡大し、一九三四年一〇月には海軍鉱油の指定工場となる（三井物産「業務総誌」一九三三年上期、三井文庫所蔵未整理史料、一三三ページ、三井物産石炭部「考課状」一九三四年下期、三井文庫所蔵未整理史料、七三ページ）。
- (29) 前掲、北沢・宇井『石油経済論』三九五―四〇三ページ。
- (30) 三井物産石炭部「考課状」一九三四年下期（三井文庫所蔵未整理史料）七五ページ、同一一九三五年上期（三井文庫所蔵未整理史料）五九―六〇、六三ページ。
- (31) 春日論文(上)では依拠した資料の文意を読みちがえ、「保有義務期限（中略）終了後も保有義務を履行しないライジング・サン、スタンダード・オイル両外油会社の保有代行をなし、その代償として両者から一定量の石油販売権を獲得した」（一七五ページ）としている。代行案は日本政府と両外国石油資本とのかなり有力な妥協案ではあったが、現実には実施されず（つまり三井物産は保有代行せず）、当然その代償としての一定量の石油販売権を三井物産は獲得していない。武田晴人「燃料局石油行政前史」（『産業政策史研究資料』二二〇―二三二ページ、前掲、北沢・宇井『石油経済論』四〇三ページ）。
- (32) 前掲、井口編著『現代日本産業発達史II 石油』二六五―二六九ページなど。
- (33) 石油元売掘会社の名称は、ハルビン地区では哈爾濱煤油総批発股份有限公司（一九三五年四月設立）↓哈爾濱石油元卸売株式会社（一九三八年二月改称）↓哈爾濱石油販売株式会社（一九三八年三月改称）と変化する（三井物産「投資会社台帳」

三井文庫所蔵未整理史料)。他地区でも、ほぼ同時期に名称が変化する。三井物産は一九三五年新京、哈爾濱、奉天、營口、安東、三七年牡丹江、佳木斯^{チャムス}、三八年吉林、通化の各会社に投資した。春日論文(上)一七六〜一七七ページでは資料を誤読し、一九三五年「満州石油販売株式会社」が満州国の石油専売会社として設立され、さらにその下に各地域の元売捌会社が設置され、この両方に三井物産が投資したかのように記述しているが、元売捌会社の上に立つ石油専売会社(満州石油販売株式会社)なるものは存在しない。

(34) 三井物産石炭部「考課状」一九三五年上期(三井文庫所蔵未整理史料)五七ページ。

(35) 三井物産石炭部「考課状」一九三七年下期(三井文庫所蔵未整理史料)五四、六四〜六五ページ。

(36) ゼネラル石油会社は一九三三年下期以降再び原油供給の意志を示していたが、一九三七年下期からは航空用原油(ウィルミントン原油)も三井物産へ供給可能な状態となった。ただし、一九三八年度以降、ゼネラル石油から航空用原油がどれだけ供給されたかは不明である。三井物産石炭部「考課状」一九三七年下期(三井文庫所蔵未整理史料)六三ページ、三井物産「業務総誌」一九三三年下期(三井文庫所蔵未整理史料)一二六ページ。

(37) 「石油別口臨時買越限度認可ノ件」第三七六四号議案、一九三九年一月七日提出、「石油別口臨時買越限度許可ノ件」第三九五〇号、一九四〇年六月一日提出、「臨時別口買越限度許可ノ件」第四二八八号、一九四一年五月一日提出(いずれも三井物産「取締役会決議録」三井文庫所蔵未整理史料)。

(38) 三井物産石油部「プロフォー・インボイス」(三井文庫所蔵未整理史料)。プロフォー・インヴォイスとは見積書の送り状のことである。そのうちの非キャンセル分から見ると、シテイーズ・サービス石油会社やフィリップス石油会社のニューヨーク店などから買付けている。

(39) 日中戦争期において米国以外からは、一九三九年上期ルーマニアから自動車用揮発油一万一五〇〇トン(共栄石油会社へ売却)、一九四〇年上期太平洋石油会社からのメキシコ産原油一万二〇〇〇トン(満州石油会社へ売却)、同下期日本政府の指示により石油供給源の分散をはかるため蘭印原油・自動車用揮発油六万トンとペルー原油六万トンを買付けた。三井物産石炭部「考課状」一九三九年上期(三井文庫所蔵未整理史料)六八〜六九ページ、三井物産「業務総誌」一九四〇年上

期（三井文庫所蔵未整理史料）三四ページ、三井物産「業務総誌」一九四〇年下期（三井文庫所蔵未整理史料）二七ページ。

なお、第46表の一九三八～四一年度で外国売買の決済高・比率が上昇した要因は、北米渡や日本内地渡（保税分）の船舶燃料油の増加だけでは説明がつかず、おそらく中国・満関地域への原油供給と在中國・在満関日本軍への揮発油供給が主ではないかと推定される。また、一九四一年度は三井物産中国各店での外油会社在庫の買付急増がみられる。三井物産「業務総誌」一九四一年上期（三井文庫所蔵未整理史料）など。

(40) 春日論文（上）一七八ページ、および前掲、三井物産石油部「石油界ニ於ケル三井物産ノ業績」二四～二六ページ。

(41) 一九三八年五月の契約は「S社製品販売契約」と資料に記されているだけで、対象製品の種類や契約期間は不明である（三井物産「業務総誌」一九三八年下期、三井文庫所蔵未整理史料、一二七ページ）。また、同年十一月契約の販売区域は「河北、察哈爾、綏遠、山西及河南陝西兩省ノ北部並瀋海線方面」である（三井物産「事業報告書」一九三九年上期、三井文庫所蔵史料 物産六一五～四八、六七ページ）。

(42) 三井物産「業務総誌」一九三九年下期（三井文庫所蔵未整理史料）一四七ページ、など。三井物産は一九三九年九月設立の石油共販会社へ投資を要請され二万八五六〇株（額面一四二・八万円、第一回半額払込）を所有した。その他、一九三七年一月原油などの輸入・貯蔵を目的として設立された協同企業の株式三二万八八〇〇株（額面一六四・四万円、第一回払込二五％）を引受け、石油の一体的対中国輸出取扱を新たな目的として改組された石油連合株式会社の増資株一五〇〇株（額面七・五万円全額払込）を一九四〇年六月に引受け、さらに一九四〇年七月タンカーの統制と米国外からの国策石油輸入の不公平を調整するために設立された有限会社東亜石油協会への出資七一口（額面七一万円全額払込）を引受け、一九四一年三月原油などの貯蔵を目的として設立された共同企業の株式五五〇〇株（額面二万七五〇〇円、第一回半額払込）を引受けるとはいいがたい。なお、春日論文（上）一七六ページでは、協同企業を共同企業と誤記したうえ、協同企業の事業目的を「石油の共同輸入」と不正確な叙述をしている。同じく、石油連合株式会社へは新設時に投資したと誤認している（したがって春日論文で新設時の事業目的としている箇所は改組後の事業目的である）。また、同ページで、一九三八年に「大華石油は日

中戦争後の華北・華中の情勢に対応して石油の円滑な供給をめざして石油類の輸入・精製・販売を目的に設立され、三井物産はこれに投資したとあるが、この会社は設立されなかった。以上は、三井物産「投資会社台帳」(三井文庫所蔵未整理史料)、三井物産「査業部総誌」各期(三井文庫所蔵未整理史料)などによる。

(43) 三井本社事業部「旧投資会社台帳」一九四三年三月末現在(三井文庫所蔵未整理史料)、三井本社「投資会社調査表」(三井文庫所蔵未整理史料)。一九四一年一〇月一〇万円(額面五〇〇万円、払込額三五〇万円)を買入れ(持株率二〇%)、一九四三年一月には三六万三三七〇株(額面一八一七万円、払込額一〇七三万円)にまで達した(持株率三〇・三%)。なお、一九四二年三月東洋石油は丸善石油に吸収合併された。

(44) 三井物産「業務総誌」一九四三年上期(三井文庫所蔵未整理史料)四四、四六ページ。なお例外的取扱事例は、一九四三年上期、三菱商事と泰国石油輸入組合を結成し、日本内地からタイ国向の各種石油類の輸出行を石油配給統制会社から引受けたことなどである。

(45) 達第一一号、一九四四年二月九日(三井物産文書部「達綴」一九四四年度一)所収、三井文庫所蔵未整理史料。